

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和5年11月15日

会議の名称	政策推進会議
開催日時	令和5年11月10日（金） 14時15分～14時35分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	〔担当部課〕 松井市民生活部長、佐野市民活動推進課長、小山市民活動推進課主査 〔政策推進会議メンバー〕 村山総合行政部長、豊島総務部長、松永市長公室長、尾崎人事課長、川幡財政課長、松田政策推進課長 (計9人)
欠席者職氏名	(計0人)
説明員職氏名	小山市民活動推進課主査 (計1人)
議題	志木市犯罪被害者等支援条例の制定について/パブリックコメントの実施について
結果	担当課案のとおり、パブリックコメントの実施について庁議に付議する。
事務局職員職氏名	渋谷政策推進課主席主幹、柴谷政策推進課主査、北井政策推進課主事補
その他必要事項	

会議内容の記録（会議経過、結論等）

1 開会

松田政策推進課長が開会を告げる。

2 審議事項（政策推進会議メンバーはメンバーと表記する。）

<志木市犯罪被害者等支援条例の制定について/パブリックコメントの実施について>

- ・小山市民活動推進課主査より概要を説明後、審議を行った。

○概要説明

1. 目的

誰もが、ある日突然犯罪等に巻き込まれる恐れがあり、犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族または遺族（以下、犯罪被害者等。）が、被害にあった後も住民の一人として、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2. 施策

（1）基本理念

- ①全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- ②犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に推進されなければならない。
- ③犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けられるように推進されなければならない。

（2）市の責務、市民・事業者の役割

【市】

- ・基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施する。
- ・施策を円滑に実施することができるよう、関係機関等と相互に連携及び協力を図る。

【市民・事業者】

- ・基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支

援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

(3) 基本施策

犯罪被害者等が、被害にあった後も住民の一人として、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、以下の事項に取り組む。

①相談及び情報提供等【既存】

- ・犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、警察や犯罪被害者援助センター等関係機関との連絡及び調整を行う。

②見舞金の支給【新規】

ア 遺族見舞金

支給額：30万円

要件：死亡

犯罪行為により死亡したものであって、犯罪行為が行われたときに市民であったもの

対象：被害者遺族

イ 重傷病見舞金

支給額：10万円

要件：療養機関が1ヶ月以上かつ3日以上入院

犯罪行為により重傷病を負った者で、犯罪行為が行われたときから重傷病見舞金を申請するときまで引き続き市民であるもの

対象：被害者本人

※重傷病とは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条第5項に規定する重傷病をいう。

③市民及び事業者の理解の促進【新規】

- ・ホームページや広報紙において周知するとともに、町内会長や民生委員等をはじめとした市民向けに講演会等を実施する。

④人材の育成（職員及び市民）【拡充】

- ・県及び警察が主催する研修会に職員が参加するとともに、市民については町内会長や民生委員等をはじめとした市民向けに講演会等を実施する。

3. 今後のスケジュール

令和5年12月～令和6年1月	パブリックコメントの実施
令和6年 2月中下旬	3月定例会上程
4月 1日	条例施行

メンバー：なぜこのタイミングで条例を制定するのか。

担当課：見舞金の助成については全国的に展開されているものであり、埼玉県内においても63市町村中36市町が導入している状況である。また、見舞金の有無によっては犯罪被害者等支援に格差が生まれるとの新聞報道があった。そのことから、警察からも強い要望があり、このタイミングで制定に向けて検討することとした。

メンバー：見舞金について、予算要求では、何件分を確保する予定か。

関係課：遺族見舞金の30万円を1件分と、重傷病見舞金の10万円を1件分確保する予定である。

メンバー：基本施策として、相談及び情報提供とあるが、本市では過去にそのような事例はあったのか。

関係課：過去に1件だけ、ひき逃げでの相談があった。見舞金制度がないため、社会福祉協議会の制度をご案内した。

メンバー：見舞金支給時の真正性はどのように確認するのか。

関係課：事件内容については、警察署に照会をかけて確認する。

○結論

担当課案のとおり、パブリックコメントの実施について庁議に付議する。

3 閉会

松田政策推進課長が閉会を告げる。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。